

田子町住宅リフォーム等支援事業実施要領

平成25年7月1日施行

平成26年7月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

○目的

住宅リフォーム等の需要を喚起し、町民が安心して快適に暮らすための住環境整備を促進するとともに、高校生用下宿、グリーンツーリズム事業での受け入れ、国際交流事業でのホームステイの受け入れに供することを目的とし、地域経済の活性化を図る。

○事業概要

田子町内に本店を有し、田子町商工会会員である事業者と契約し、自己居住用住宅等のリフォームを実施する者に当該年度予算の範囲内において補助金を交付する。

○補助対象事業

田子町内に自己居住用住宅のリフォーム及び新築を行う工事で、4月1日以降に工事契約し、契約年度の3月20日までに完了し、実績報告を提出できる工事とする。

・補助対象者：以下の条件を全て満たす者。

- ① 田子町民または事業完了時に田子町内に住民票を置く者で、町内に所有する自己居住用住宅のリフォーム及び新築工事を行う者。
- ② 本人及び同居人全員が、税金及び使用料等を滞納していないこと。

・補助対象住宅：一戸建て住宅（併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の1/2（住宅用車庫、物置の面積除く。）以上であること。）

※一戸建て住宅に接する小屋等を居住スペースとして、リフォームする場合は事前に協議することとする。

・新築：延べ床面積66㎡以上かつ対象工事費が1,000万円以上の場合は、対象工事費の5%を補助し、補助金上限額は60万円とし、延べ床面積33㎡以上かつ対象工事費が500万円以上の場合は、対象工事費の5%を補助し、補助金上限額は30万円とする。

・リフォーム：対象工事費20万円以上（税込み）となる、住宅の機能の維持・向上のために行う改築、増築及び設備工事で、対象工事費の10%を補助し、上限額は20万円とする。ただし、グリーンツーリズム事業、国際交流事業におけるホームステイ又は高校生用下宿生受け入れのためのリフォーム工事については、対象工事費の15%を補助し、補助金上限額は30万円とする。対象工事は別表のとおりとする。

・新築及びリフォーム工事において、門及び塀等の外構工事費、別棟の車庫、物置の設置に係る工事費は対象外とする。併用住宅の場合は住宅部分に係る工事とし、対象となる工事費は建物全体の延べ面積（住宅用車庫、物置の面積除く。）から面積按分し、住宅部分の比率分を補助対象とする。

- ・町が行なう他の事業等で補助金等を受ける部分の工事費は対象外とする。
- ・補助金額は千円未満切捨てとする。
- ・補助金の交付申請は、当該住宅につき1回限りとする。

○補助金交付申請

当該年度の募集期間に補助申請者が、町長に交付申請書を提出するものとする。

申請受付は、先着順とし、補助金額の合計が予算額に達した時点で受付終了とする。

その他の添付書類

- ・グリーンツーリズム事業、高校生用下宿の場合は、旅館業法による許可書の写し
- ・グリーンツーリズム事業における受け入れの場合は、会員証の写し
- ・国際交流事業におけるホームステイの受け入れ場合は、証明書の写し

※業者等が代理申請する場合は委任状（様式は任意）を提出すること。